

# ○宇和島市若者定住奨励金給付要綱

令和3年9月1日

要綱第185号

改正 令和5年4月1日要綱第56号

令和6年3月29日要綱第43号

令和7年4月1日要綱第73号

令和8年3月31日要綱第56号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇和島市への若者の移住及び定住を促進するとともに、活力に満ちたまちづくりを推進するため、宇和島市若者定住奨励金（以下「奨励金」という。）を給付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大学 1年以上の修学課程をもつ、大学院、大学、短期大学をいう。

(2) 高等教育機関等 1年以上の修学課程をもつ、専修学校、高等専門学校及び各種学校をいう。

(3) 高等学校等 高等学校、中等教育学校、中学校及び特別支援学校(中学部及び高等部に限る。)をいう。

(4) 新規学卒者 令和8年3月31日以前に大学、高等教育機関等又は高等学校等を卒業した者のうち、卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年6月を経過していないものをいう。

(5) 常時雇用者等 連続して6月を超えて、週20時間以上の無期雇用契約若しくは契約を更新する(更新する場合があります。)定めのある有期雇用契約に基づいて就業している、又は自ら事業の営みを行っている者をいう。

(6) Uターン者 令和8年3月31日以前に本市に転入した者のうち、本市に転入した日の前日から起算して過去1年の間に本市に住所を有しておらず、過去1年より前に本市に住所を有していたものをいう。

(7) Iターン者 令和8年3月31日以前に本市に転入した者のうち、過去に本市に住所を有していないものをいう。

(給付要件等)

第3条 給付対象者、給付要件、申請要件及び奨励金の額は、別表第1及び別表第2

に掲げるとおりとする。

(給付申請)

第4条 奨励金の給付を受けようとする者は、宇和島市若者定住奨励金給付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 就業証明書(様式第2号)又は就業申立書(様式第3号)
- (2) 申請者の本人確認書類の写し
- (3) 卒業証明書の写し(新規学卒者の場合)
- (4) 賃貸契約書等の写し(申請者本人が民間賃貸住宅を借り上げて居住している場合)
- (5) 奨励金振込口座を確認できる書類の写し
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 奨励金の申請は、同一世帯において1回限りとする。

3 奨励金の申請受付期間は、令和9年3月31日までとする。

(給付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金の給付を決定し、申請者に対し宇和島市若者定住奨励金給付決定通知書(様式第4号)により通知するとともに奨励金を支給するものとする。

(給付決定の取消し)

第6条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、奨励金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 次のいずれかに該当したときは、給付決定の全部を取り消すことができる。

ア 虚偽その他不正の手段により、奨励金の給付決定を受けたことが判明したとき。

イ 奨励金の申請日から3年未満に本市から転出したとき。

(2) 奨励金の申請日から3年以上5年未満に本市から転出したときは、給付決定の半分を取り消すことができる。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたときは、給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により奨励金の給付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が給付されているときは、期限を定めて給付

決定者にその返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日要綱第56号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和6年3月29日要綱第43号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の宇和島市若者定住奨励金給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に給付決定された奨励金について適用し、同日前に給付決定された奨励金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

4 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和7年4月1日要綱第73号)

(施行期日)

1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみ

なす。

3 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

4 この要綱による改正後の宇和島市若者定住奨励金給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にある申請について適用し、同日前にあった申請については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月31日要綱第56号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 令和9年3月31日以前に、宇和島市若者定住奨励金給付要綱第5条の規定により支援金の給付決定を受けた者に係る同要綱第6条及び第7条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同日以後においても、なおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

給付対象者	給付要件		申請要件
	共通要件	個別要件	
新規学卒者（大学又は市外の高等教育機関等を卒業した者）	(1) 15歳以上35歳未満であること。 (2) 本市に連続して6月を超えて居住していること。 (3) 就業先の事業所が南予地域内にあり、常時雇用者等であること。		(1) 給付要件を全て満たすこととなった日から1年を超えていないこと。 (2) 今後5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。
新規学卒者（高等学校等又は市内の高等教育機関等を卒業した者）			
Uターン者			
Iターン者	(4) 本市への転入が転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものでないこと。ただし、就業先の本社が市内にあり、本社への転勤により転入した場合はこの限りでない。 (5) 就業先において転勤が	(1) 転入後1年6月を超えていないこと。	(3) 申請日において、共通要件を全て満たしていること。

	<p>ある場合にあつては、勤務地が南予地域に限定され（本人が希望しない限りは南予地域外に転勤することがない場合を含む。）、市内に定住することが確実に見込まれること。</p> <p>(6) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>(7) 日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者若しくは在留期間5年の就労資格者のうち、いずれかの在留資格を有する者であり、在留期間満了後も引き続き在留期間を更新する等の意思があること。</p> <p>(8) 市の他の移住定住促進及び就業促進に係る補助事業等による給付等を受けていないこと。</p> <p>(9) 同一世帯の者が過去に宇和島市移住定住支援金給付要綱（令和3年要綱第186号）第5条の規定による宇和島市移住定住支援金の給付を受けたことがなく、今後も受ける予定がないこと。</p>		
<p>市長が特に必要と認めた者</p>			

別表第2（第3条関係）

給付対象者	奨励金の額	
新規学卒者（大学又は市外の高等教育機関等を卒業した者）	15万円	次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める額を加算するものとする。
新規学卒者（高等学校等又は市内の高等教育機関等を卒業した者）	10万円	（１）申請者を含む２人以上の世帯員で構成されている場合 申請者を除く世帯員（別表第１共通要件の（２）、（４）、（５）、
Uターン者	15万円	（６）、（７）及び（８）並びにUターン者
Iターン者	10万円	及びIターン者の個別要件を満たし、申請時
市長が特に必要と認めた者	10万円	において申請者と同一世帯の者に限る。） 1人につき 5 万円 （２）申請時において民間賃貸住宅（社宅及び従業員寮等を除く。）に居住している場合 5 万円